

FujiFastener 利用規約

第1章 総則

富士ソフト株式会社（以下、FSI という）は、株式会社サイバーセキュリティクラウド（以下、CSC という）が提供するマネージド・セキュリティ・サービス（以下、「CloudFastener」という）の利用権の販売許諾を CSC から受け、本サービスを契約者に提供するものとします。

第1条（定義）

本規約において使用する用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 「FSI」とは、富士ソフト株式会社をいい、「CloudFastener」の使用権を日本国内で販売する非独占的な販売代理店です。
- (2) 「CSC」とは、株式会社サイバーセキュリティクラウドをいいます。
- (3) 「本規約」とは、この「FujiFastener 利用規約」をいいます。
- (4) 「利用契約」とは、本サービスの利用に関して FSI と契約者との間で締結される契約をいいます。
- (5) 「契約者」とは、FSI との間で利用契約を締結して本サービスの提供を受ける法人、団体又は事業目的の個人をいいます。
- (6) 「本クラウドサービス」とは、FSI が「FujiFastener」の名称で提供するクラウドサービスをいいます。
- (7) 「本マネージド・セキュリティ・サービス」とは、FSI が MSS 利用特則に基づき、「FujiFastener」の名称で提供するマネージド・セキュリティ・サービスをいいます。
- (8) 「本サービス」とは、本クラウドサービス及び本マネージド・セキュリティ・サービスの総称をいいます。
- (9) 「第三者サービス」とは、FSI 以外の第三者が提供するサービスをいいます。
- (10) 「利用環境」とは、FujiFastener のライセンス、ハードウェア、ソフトウェア、インターネット接続回線、セキュリティの確保等、契約者が FSI から本サービスの提供を受けるために必要な環境として FSI が別途定める環境をいいます。
- (11) 「契約者環境」とは、契約者側で所有又は管理する AWS その他のシステム及び設備をいいます。
- (12) 「FSI サイト」とは、本サービスの情報等を掲載した FSI が運営するウェブサイトをいいます。
- (13) 「本仕様」とは、本サービスの内容、稼働環境、規格、その他の本サービスの仕様をいいます。
- (14) 「本仕様書」とは、本仕様を記載した書面その他本サービスの提供条件や内容等を記載した書面をいいます。なお、FujiFastener の仕様は「CloudFastener サービス仕様書」に準拠します。
- (15) 「MSS 利用特則」とは、「Managed Security Service 利用特則」をいいます。
- (16) 「登録事項」とは、契約者が本サービスの利用を申し込む際に登録が必要となる、FSI 所定の情報をいいます。
- (17) 「本資料」とは、FSI が本サービスを提供するにあたり必要なものとして契約者から提供を受ける資料、情報、コンテンツ等をいいます。
- (18) 「利用料」とは、本サービスに係る対価をいいます。
- (19) 「知的財産権等」とは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、不正競争防止法上の権利、その他一切の財産的若しくは人格的権利をいいます。

第2条（目的）

本規約は、契約者による本サービスの利用条件を定めることを目的とします。

第3条（適用範囲）

本規約は、FSI が契約者に対して提供する本サービスの一切に適用されます。本仕様書、MSS 利用特則、FAQ その他本サービスの提供に関して FSI が作成する文書は、本規約の一部を構成するものとします。本規約の規定と当該文書の内容が異なる場合は、本規約が優先して適用されます。ただし、本規約の規定と本仕様書又は MSS 利用特則の内容が異なる場合は、本仕様書又は MSS 利用特則が優先して適用されます。

第2章 利用契約の成立

第4条（利用契約の申込）

1. 契約者は、本規約のすべての内容に同意したうえで、FSI 所定の申込書に必要事項をすべて記入し、FSI への送付その他 FSI 所定の方法により、本サービスの利用を申し込むものとします。契約者は、登録事項がすべて正確であることを保証します。
2. FSI は、FSI 所定の基準により、前項の申込について承諾の可否を判断し、これを認める場合には、契約者に対し、FSI 所定の情報を通知します。当該通知において定める契約開始日より、利用契約が成立します。本規約は、利用契約の一部を構成します。
3. FSI は、契約者が次の各号のいずれかに該当し又は該当すると FSI が判断した場合は、理由を一切開示することなく、第1項の申込を認めないことができます。
 - (1) FSI 所定の方法によらずに申込を行った場合
 - (2) 登録事項の全部又は一部につき、虚偽、誤記又は記載漏れがあった場合
 - (3) 本規約に違反し、又はそのおそれがある場合
 - (4) 過去に本規約に違反した者又はその関係者である場合
 - (5) 本サービスと同種又は類似するサービスを現に提供している場合又は将来提供する予定である場合
 - (6) 利用環境等を考慮し、本サービスの提供が技術上困難である場合
 - (7) その他本サービスの利用が妥当でない場合
4. 契約者は、登録した情報に変更が生じた場合、FSI が別途指定する方法により、登録内容を変更しなければなりません。
5. 契約者は、FSI より本クラウドサービスのログインに用いる自己の ID 及びパスワード（以下、総称して「ログイン情報」といいます。）を付与された場合には、当該ログイン情報を厳重に保管・管理し、第三者に使用、譲渡、漏えいさせてはなりません。
6. 契約者は、ログイン情報が漏えいした場合、第三者によって不正に使用されていることが判明した場合、又はそれらのおそれがある場合、直ちに FSI に連絡するものとし、FSI の指示がある場合はその指示に従うものとします。FSI に登録されたログイン情報を用いてログインした上で本クラウドサービス利用がされた場合、登録された契約者からの利用とみなし、FSI に故意又は重過失がある場合を除き、その利用について FSI は責任を負いません。

第5条（利用環境）

契約者は、本サービスの利用を申込するにあたり、自らの責任と費用において、利用環境を整備及び維持するものとし、FSI は、契約者が整備する利用環境に関して、一切責任を負わないものとします。

第3章 本サービスの利用

第6条（本サービス）

1. 本サービスは、FSI が契約者に対して本仕様書に定めるサービスを提供するものです。本仕様書に明示されていない事項は、本サービスの内容には含まれません。
2. 契約者は、本規約に記載された目的及び FSI が明示的に許諾した範囲を超えて本サービスを利用することはできません。契約者は、FSI の許諾なく、契約者のグループ会社その他の第三者をして、本サービスを利用させることはできません。
3. 前項に定める本サービスの内容に含まれない事項の委託を契約者が希望する場合、その応諾の可否及び利用料等の契約条件については、別途協議のうえ、書面により合意するものとします。なお、FSI は、任意の判断により、前項に定める本サービスの内容を超えた対応を行うことがあります。そのような対応を実施したことをもって、本サービスの内容を変更するものではありません。

第7条（再委託）

FSI は、FSI の責任において、本サービスの提供に当たり、その業務の一部を第三者に再委託することができます。この場合、FSI は、再委託先に対して、利用契約に基づく自己の義務と同内容の義務を負わせるものとし、再委託先の行為に関して、契約者の責めに帰すべき事由がある場合を除き、その選任及び監督について責任を負うものとします。

第8条（第三者サービス）

FSI が、本サービスの提供に関連して、第三者サービスの利用を提案した場合、契約者は、自らの責任で、第三者サービスを検討・評価して、その採否を決定し、自らが当事者として第三者と契約を締結し、その他必要な権利関係の処理をするものとします。FSI は、第三者サービスに関して不具合が存在しないこと及び今後生じないことを保証するものではなく、契約者に対して、当該提案時に、第三者サービスに不具合が存在すること又は今後生じるおそれがあることについて、故意又は重過失により告げなかった場合を除き、一切責任を負わないものとします。また、第三者サービスが契約者の特定の目的に適合することも保証するものではないものとします。

第9条（運営体制）

1. 契約者は、本サービスの利用に先立ち案件責任者（以下「責任者」といいます。）を選任し、FSI に対し、その氏名及び連絡先に関する情報を第31条（連絡）で定める方法により通知するものとします。
2. 責任者は、次の業務を担当するものとします。
 - (1) 本サービスに関する FSI 及び CSC への連絡、報告、指示、確認等
 - (2) 本サービスに関する FSI 及び CSC との進捗状況確認、本サービスの内容確定、問題解決等の打合せ
3. FSI は、責任者が本サービスの実施につき著しく適当ではないと認めた場合、契約者に対し、その理由を明示し、交代その他の必要な措置を取るよう求めることができます。
4. 本サービスに関する FSI と契約者との連絡は、責任者を通じて行うものとします。FSI は、責任者を通じない契約者からの連絡に対しては、対応する義務を負わないものとします。

第10条（本資料）

1. 契約者は、FSI に対し、本サービスを提供するために FSI が必要とする本資料を、適宜適切に提供するものとします。
2. FSI は、本資料を、善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとします。
3. FSI は、利用契約が終了したとき、又は契約者が合理的な理由に基づき要求したと認めたときは、本資料を返還又は破棄するものとします。なお、本資料の提供及び返還又は破棄にかかる費用は、FSI 及び契約者が双方協議してこれを定めるものとします。
4. 本資料の内容に誤りがあった場合、提供の漏れがあった場合その他本資料が適切に提供されなかった場合、これらによって生じた利用料の増額、本サービスの遅延、不具合などの結果について、FSI は一切責任を負わないものとします。

第11条（本サービスの変更等）

1. FSI は、その裁量により、契約者の同意を得ることなく、本サービスの内容を変更することができます。この場合、FSI は、契約者に対し、当該変更の90日前までに、当該変更の内容を通知します。
2. 前項の規定にかかわらず、契約者環境の変更等、FSI の責めに帰すべき事由によらずに本サービスの内容を変更する必要があるが生じた場合、FSI は、契約者の同意を得ることなく、かつ、契約者に対する事前の通知なく、本サービスの内容を変更することができます。この場合、FSI は、契約者に対し、遅滞なく当該変更の内容を通知します。

第12条（中断等）

1. FSI は、次の各号に定める事由が生じた場合、一切責任を負うことなく、FSI が必要と判断する期間、本サービスの提供を中断、制限又は終了（以下、総称して「中断等」といいます。）する措置を講じることができます。

その場合でも、契約者は、当該措置を講じられている期間の本サービスに係る利用料の支払義務を免れません。

 - (1) FSI 及び CSC の設備の定期保守、点検、工事等を実施する必要がある場合
 - (2) ソフトウェア、ハードウェア、ネットワーク又は通信回線等に起因する障害等が生じた場合
 - (3) 契約者環境又は第三者サービスの仕様変更・障害・不具合・メンテナンス・停止が生じた場合
 - (4) 契約者又は第三者が利用環境の改変・修理・追加・移管・連結をしたことに起因する障害等が生じた場合
 - (5) FSI の責めに帰すべからざる事由に起因する障害等が生じた場合

- (6) 本サービスの利用料の全部又は一部が未払いの場合利用環境等を考慮し、本サービスの提供が技術上困難である場合
 - (7) 契約者が本サービスを円滑に提供するために必要な協力を遅延し又は実施しない場合若しくは不完全な実施であった場合
 - (8) 契約者が本規約のいずれかの条項に違反した場合
 - (9) 契約者が第三者に対して提供するサービスに悪影響を与える態様で本サービスを利用した場合
 - (10) 法令の制定改廃、天災地変、疾病、電力会社による電力供給の中断その他 FSI の責めに帰すべき事由によらず本サービスの全部又は一部の提供を中断等する必要がある場合
2. FSI は、前項の規定により本サービスの提供を中断等するときは、契約者に対し、中断等をする 14 日前までに、その理由、及び、必要に応じ、中断又は制限の期間を通知します。ただし、緊急を要する場合その他当該通知をすることが事実上不可能又は困難な場合については、この限りではありません。

第 13 条（本サービスの廃止）

1. FSI は、その裁量により、契約者の同意を得ることなく、本サービスの全部又は一部を廃止することができます。この場合、FSI は、契約者に対し、当該廃止の 3 ヶ月前までに、当該廃止の範囲及び効力発生日を通知するものとします。
2. 前項の規定により本サービスの全部又は一部が廃止された場合、利用契約は、当該効力発生日に、当該廃止の範囲内において、当然に終了するものとします。
3. 第 1 項の効力発生日が到来するまで、FSI は、契約者に対して本サービスを提供し、契約者は、その対価を支払うものとします。

第 14 条（禁止行為）

1. 契約者は、自己が本サービスと競合し得るサービスを提供している、又は提供しようとしている場合は、FSI の事前の書面による承諾なく、本サービスを申込又は利用することはできません。
2. 契約者は、次の各号に該当する行為を行ってはなりません。
 - (1) 法令又は本規約に違反する行為
 - (2) FSI、他の契約者その他の第三者の権利・利益を侵害する行為、名誉・信用を毀損する行為、又はそれらのおそれのある行為
 - (3) 公序良俗に反する行為、わいせつな行為、差別的な行為又はそれらを助長する行為
 - (4) 本サービスの運営又は他の契約者による本サービスの利用の妨げとなる行為
 - (5) 虚偽又は不正確な情報を登録する行為
 - (6) 同一の契約者が複数の契約者登録を行う行為
 - (7) 他の契約者になりすまして本サービスを利用する行為
 - (8) 本サービス自体又はその結果を第三者に利用させて利益を得る目的で利用する行為
 - (9) コンピューターウイルスその他の不正なプログラム・スクリプトを FSI 又は第三者に送信等する行為
 - (10) クローリング、スクレイピング又はこれらと類似する手段により本クラウドサービスにアクセスし、又は本クラウドサービスに関する情報を取得する行為
 - (11) 不正なプログラム・スクリプト等を用いて、サーバーに負荷を与える行為
 - (12) 改変、逆コンパイル、逆アセンブル、リバースエンジニアリングその他ソースコードを解析する行為
 - (13) 本サービスの使用状況を測定する課金メカニズム等を無効にし、改ざんし、又は回避しその他本サービスにおける FSI による技術的な制限を回避する行為
 - (14) その他 FSI が不適當であると合理的に判断する行為

第 4 章 利用料

第 15 条（支払）

1. 契約者は、FSI に対し、本サービスの対価として、別途書面により合意された利用料を、FSI 所定の支払方法に従って、FSI 所定の支払期日までに支払うものとします。なお、銀行振込手数料その他支払に要する費用は、契約者の負担とします。
2. FSI は、契約者に対し、FSI が本サービスを提供するために支出した備品・ハードウェアの購入、第三者サービスのライセンス料・利用料、電話回線費用、通話料その他の実費を、利用料とは別に請求することができるものとします。なお、その支払方法及び条件は、前項に準ずるものとします。

3. 契約者が、販売代理店との契約に基づき、本サービスの提供を受ける場合には、前二項の規定は適用されず、当該販売代理店との契約で定める支払方法に従って利用料を支払うものとします。
4. 契約者の事情により、利用契約期間中に契約者が本サービスの提供を受けられなくなった場合又は受ける必要がなくなった場合でも、契約者は、利用料の支払義務を免れることができません。
5. 契約者は、利用契約に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、FSI に対し年率 14.6%の割合（1 年を 365 日とする日割計算）による遅延損害金を支払うものとします。
6. FSI は、契約者より本サービスの利用料を受領した場合には、いかなる事由があってもその返金を行わないものとします。

第 16 条（利用料の変更）

FSI は、利用料を変更する合理的必要性が生じたときは、契約者にその旨を通知し、利用料を変更できるものとします。

第 5 章 権利、保証及び責任

第 17 条（知的財産権等）

1. FSI による本クラウドサービスの提供に用いられるすべてのコンテンツ（ソフトウェアプログラム、データベース、アイコン、画像、文章、マニュアル等の関連ドキュメントを含みます。以下「本コンテンツ」といいます。）に関する知的財産権等（特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に記載の権利を含む）、不正競争防止法上の権利、その他一切の財産的若しくは人格的権利を含みます。）は、FSI が CSC より正当に許諾を受けた範囲において FSI に帰属します。契約者による本サービスの利用は、本コンテンツに関する権利の譲渡又は利用許諾を意味するものではなく、契約者は本コンテンツに関して何らの権利も取得しません。契約者は、利用契約上の義務を遵守することを条件に、本サービスを利用するために必要な範囲での譲渡不能かつ非独占的な利用権を FSI から許諾されます。

第 18 条（第三者の権利侵害）

1. 契約者は、本サービスが、第三者の権利を侵害するものであるとして、第三者から何らかの訴え、異議、請求等の紛争が提起されたことを知った場合、直ちにこれを FSI に通知するとともに、その対応に関して FSI の指示に従うものとします。
2. 前項の紛争によって契約者に生じた損害について、FSI は、本規約に定める範囲内で、これを賠償するものとします。ただし、当該紛争が契約者の責めに帰すべき事由により生じた場合、FSI は一切責任を負わないものとします。
3. 前項本文にかかわらず、契約者が第 1 項に違反した場合、FSI は一切責任を負わないものとします。

第 19 条（サービスレベル）

1. FSI は、本サービスのサービスレベルを指定した場合には、当該サービスレベルを満たすよう、商業的に合理的な努力をもって本サービスを提供します。
2. 前項のサービスレベルは、特段の記述がない限り、本サービスに関する FSI の努力目標を定めたものであり、サービスレベルを下回った場合でも、FSI は、損害賠償責任その他のいかなる責任も負わないものとします。

第 20 条（非保証）

1. FSI は、本サービスの提供について、その結果の如何にかかわらず、何らの責任（契約不適合責任を含みますがこれに限られません。）を負わず、契約者による本サービスを活用したセキュリティ精度向上、経費削減、業務効率化、事業の拡大発展、その他契約者の特定の目的への適合を保証するものではありません。
2. 本サービスの提供に際して、契約者が第三者サービスを利用した場合、FSI は、当該サービスに依拠する部分については、いかなる責任も負いません。
3. 前二項の他、FSI は、次の各号につき、いかなる保証も行わないものとします。
 - (1) 本サービスに不具合や障害が生じないこと
 - (2) 本クラウドサービスにセキュリティ上の欠陥が存在しないこと
 - (3) 本サービスが永続すること
 - (4) 本サービスが正確かつ完全であること
 - (5) 本サービスにおいて提供される情報が真実、正確、完全又は最新であること

- (6) 本サービスが有用であること、又は、契約者が期待する機能、有用性、品質、水準若しくは価値等を有すること
- (7) 契約者のデータをバックアップ等すること
- (8) 本サービスが契約者に適用のある法令、業界団体の内部規則等に適合すること

第 21 条（紛争処理及び損害賠償）

- 1. 契約者は、本サービスの利用又は利用契約に関連して FSI に損害を与えた場合、FSI に対し、その損害（合理的な弁護士費用を含みます。以下同じ。）を賠償するものとします。
- 2. 契約者が、本サービスの利用又は利用契約に関連して第三者からクレームを受け又は第三者との間で紛争が生じた場合、契約者は、直ちにその内容を FSI に通知すると共に、契約者の費用と責任において、当該クレーム又は紛争を処理し、適時にその進捗及び結果を FSI に報告するものとします。
- 3. FSI は、本サービスの提供に際して、自己の故意又は重過失により契約者に損害を与えた場合についてのみこれを賠償するものとします。本規約における FSI の各免責規定は、FSI に故意又は重過失が存する場合には適用しません。
- 4. FSI が契約者に対して損害賠償義務を負う場合、賠償すべき損害の範囲は、契約者に現実に発生した通常の直接損害に限り、逸失利益を含む特別の損害は含まないものとし、賠償すべき損害の額は、利用契約の解除の有無を問わず、賠償請求の直接の原因となった個別の本サービスに関して、当該損害発生時までには契約者が FSI に現実に支払った利用料相当額又は利用料の 6 ヶ月分のいずれか低い方を限度とします。なお、本条は、債務不履行、原状回復義務、不当利得、不法行為その他請求原因を問わず、FSI が負うすべての損害賠償義務等に適用されるものとします。

第 22 条（個人情報等の取扱い）

- 1. FSI は、本サービスの提供に関して契約者から取得する個人情報を、FSI 所定のプライバシーポリシー及び別途契約者との間で締結する CloudFastener 個人情報処理附則に基づき、適切に取り扱うものとします。
- 2. FSI は、本サービスの提供に必要な範囲において、契約者のログデータを元に、統計情報を作成する場合があります。また、当該統計情報について、本サービスの改善、新サービスの開発、マーケティング等の目的で利用する場合があります。

第 23 条（免責）

FSI が本規約又は利用契約に従って行う登録の拒否、本サービスの中断等又は廃止、登録の取消し、コンテンツの変更又は削除、本規約の変更その他本サービスに起因又は関連して契約者が損害を被った場合であっても、FSI は、その損害を賠償する責任を負いません。

第 24 条（秘密保持）

- 1. 本条において「開示者」とは、利用契約の当事者のうち秘密情報を開示した者をいい、「受領者」とは、利用契約の当事者のうち秘密情報を受領した者をいい、「秘密情報」とは、開示者の技術、営業、業務、財務、組織、その他の事項に関するすべて情報の内、情報が提供される媒体（書面、光ディスク、USB メモリ及び CD 等）を含みますが、これらに限らないものとします。以下同じ。）又は情報を含む電磁的データ（電子メール、電子ファイルの送信又はアップロード等により開示される場合の電子メール及び電子ファイルを含みますが、これらに限られないものとします。以下同じ。）に秘密である旨が明示されている情報をいいます。また、情報が口頭若しくは視覚的方法により開示される場合は、開示時点で秘密である旨が口頭又は視覚的方法により明示され、かつ当該開示の日から 10 日以内に、秘密であることが書面又は電子的手段で通知された情報をいいます。ただし、次のいずれかに該当する情報は、秘密情報には該当しません。
 - (1) 開示された時点で公知である情報
 - (2) 開示された後に受領者の責めに帰すべき事由なく公知となった情報
 - (3) 開示される以前に受領者が正当に保持していた情報
 - (4) 秘密情報を使用することなく受領者が独自に取得した情報
 - (5) 受領者が権利を有する第三者から適法に取得した情報
- 2. 受領者は、善良なる管理者の注意義務をもって、受領した秘密情報の取扱及び保管を行うものとします。
- 3. 受領者は、利用契約の締結及び遂行以外の目的で秘密情報を使用してはならないものとします。

4. 受領者は、利用契約の締結及び遂行のために客観的かつ合理的に必要な範囲に限り、秘密情報の複製を行うことができます。
5. 受領者は、秘密情報を流出させてはならず、また、開示者の事前の書面による承諾なしに、秘密情報を第三者に開示してはならないものとします。ただし、次の各号に定める者はこの限りではありませんが、この場合でも、開示される情報は本サービスのために客観的かつ合理的に必要な範囲の秘密情報に限りです。
 - (1) 利用契約のために必要最小限の自己の役職員（FSI にあっては再委託先の役職員を含みます。）
 - (2) 弁護士、公認会計士等の法律上の守秘義務を負う専門家
 - (3) 開示者が事前に書面により承諾した第三者
6. 受領者に対する秘密情報の開示は、開示者による当該秘密情報に関する権利の譲渡又は実施の許諾とはみなされません。
7. 受領者は、開示者から要求があった場合又は利用契約が終了した場合には、開示者の指示に従い、開示者から受領したすべての秘密情報を、速やかに開示者に返還又は破棄するものとします。
8. 受領者は、万一開示を受けた秘密情報が流出した場合には、直ちに開示者にその詳細を報告し、流出の拡大を防止するために客観的に合理的な措置をとるものとします。当該措置に要する費用は、受領者の負担とします。ただし、開示者の責めに帰すべき事由による場合は、この限りではありません。
9. 受領者は、司法機関又は行政機関等から秘密情報の開示を求められたときは、その根拠となる法令又は命令等において許容される限り、速やかにその事実を開示者に通知し、開示者から要請がある場合には、その開示範囲を狭めるための努力を尽くした後、秘密情報を開示することができます。開示者が法的救済を求めるときは、受領者は、合理的範囲内で開示者に協力するものとします。

第 25 条（契約期間）

本サービスの提供期間は、利用開始日（FSI が契約者に対し、利用契約成立後、別途電子メールその他 FSI が適当と判断する方法により、利用開始日として通知した日をいいます。以下同じ。）から、FSI 所定の申込書に記載する期間とします。ただし、FSI から本規約に定める方法により中途解約の申出がなかった場合には、同満了日の翌日を契約更新日として、同一の契約内容及び契約条件で利用契約が 1 ヶ月間自動的に更新されるものとし、以降も同様とします。

第 26 条（中途解約）

1. 契約者は、利用契約を解約希望日の 30 日前までに、FSI 又は販売代理店に対して FSI の指定する方法によって申し出ることにより、利用契約の全部又は一部を中途解約することができます。
2. 前項の規定にかかわらず、契約者は、利用開始日から FSI 所定の申込書に記載する最低利用期間の間は、利用契約を中途解約することはできません。

第 27 条（解除等）

1. FSI は、契約者が次の各号のいずれかに該当し又は該当すると FSI が判断した場合は、直ちに利用契約を解除することができます。
 - (1) 本規約のいずれかの条項に違反し、相当期間を設けて是正の催告をしたにもかかわらず当該期間内に違反状態が是正されない場合
 - (2) 第 4 条（利用契約の申込）第 3 項各号に該当することが判明した場合
 - (3) 第 14 条（禁止行為）第 2 項各号に該当する行為を行った場合
 - (4) 支払停止若しくは支払不能となり、又は、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始若しくはこれらに類する手続の開始の申立てがあった場合
 - (5) 自ら振出し、若しくは引受けた手形又は小切手につき、不渡りの処分を受けた場合
 - (6) 差押、仮差押、仮処分、強制執行又は競売の申立てがあった場合
 - (7) 租税公課を滞納し、その保全差押を受けた場合
 - (8) 解散又は営業停止状態となった場合
 - (9) 契約者の信用状態に重大な変化が生じたと FSI が判断した場合
 - (10) 監督官庁より事業停止命令を受け、又は事業に必要な許認可の取消処分を受けた場合
 - (11) 株主構成、役員の変動等により会社の実質的支配関係が変化し従前の会社との同一性が失われた場合
 - (12) FSI に対する重大な背信行為があった場合
 - (13) その他、FSI が契約者による本サービスの利用を適当でないと判断した場合

2. 契約者は、前項各号のいずれかに該当し、又は、該当すると FSI が判断した場合は、FSI に対して負っている債務の一切について期限の利益を失い、直ちに FSI に対するすべての債務を履行しなければなりません。
3. 第 1 項に基づき利用契約が解除された場合でも、契約者は、支払済みの本サービスの利用料を返還されず、また、利用契約の残期間分の本サービスの利用料の支払義務を免れないものとします。
4. FSI は、第 1 項に基づく解除により契約者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。

第 28 条（契約終了後の措置）

1. 契約者の本サービスを利用する権利は、利用契約の終了と同時に失われるものとします。契約者が、利用契約の終了後に本クラウドサービスにアクセスすることは禁止されます。
2. 利用契約が終了した場合、契約者は、本サービスに基づき FSI の設備内に蓄積されたデータに対するアクセスの権利を失うものとします。この場合、FSI は、本サービスに基づき FSI の設備内に蓄積された契約者のデータを事前通知なしに消去することができ、当該データを契約者に対して使用させる義務を負わないものとします。

第 29 条（反社会的勢力との関係排除等）

1. 本条において「反社会的勢力」とは、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者をいいます。
2. 契約者及び FSI は、次の各号に定める内容について、表明し、保証するものとします。
 - (1) 自らが反社会的勢力に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと
 - (2) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有しないこと
 - (3) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有しないこと
 - (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有しないこと
 - (5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をし、反社会的勢力の維持運営に積極的に協力していると認められる関係を有しないこと
 - (6) 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと
3. 契約者及び FSI は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 本サービスに関連又は付随する取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
4. 契約者及び FSI は、相手方が前二項に違反した場合、相手方に対して、催告その他何らの手続なく、直ちに利用契約の全部又は一部を解除することができます。
5. 契約者又は FSI が第 2 項又は第 3 項に違反した場合、契約者又は FSI は、相手方に対する一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに相手方に債務の弁済をしなければなりません。
6. 第 4 項に基づき FSI から利用契約が解除された場合でも、契約者は、支払済みの本サービスの利用料を返還されず、また、利用契約の残期間分の本サービスの利用料の支払義務を免れないものとします。
7. 契約者及び FSI は、第 4 項に基づく解除により相手方に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。

第 30 条（本規約の変更）

1. FSI は、次のいずれかに該当する場合には、本規約をいつでも任意に変更することができます。
 - (1) 本規約の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき
 - (2) 本規約の変更が、利用契約を締結した目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

- FSI は、前項による本規約の変更にあたり、本規約の変更の効力発生日の 1 ヶ月前までに、変更する規定の内容及び変更の効力発生日を、FSI サイトに掲載し又は契約者に第 31 条（連絡）第 1 項に定める方法により、これを周知します。
- 契約者は、第 1 項各号に掲げる事由以外の事由による本規約の変更を同意しない場合、その旨を通知することで利用契約を中途解約するものとします。契約者が、変更の効力発生日後に本サービスを利用した場合、本規約の変更に同意したものとみなします。

第 31 条（連絡）

- FSI から契約者への連絡は、書面の送付、メール若しくはチャットの送信、又は FSI サイトへの掲載等、FSI が適当と判断する手段によって行います。当該連絡が、メール若しくはチャットの送信又は FSI サイトへの掲載によって行われる場合は、インターネット上に配信された時点で契約者に到達したものとします。
- 契約者から FSI への連絡は、責任者によるメール又はチャットの送信によって行うものとします。FSI は、これ以外の手段の連絡については、対応する義務を負わないものとします。

第 32 条（権利義務の譲渡）

- 契約者は、FSI の事前の書面による承諾なく、利用契約上の地位又は利用契約に基づく権利義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定その他の処分をすることはできないものとします。
- FSI が、本サービスに係る事業を第三者に譲渡（会社法上の事業譲渡のみならず、会社分割その他事業が移転するあらゆる組織再編行為を含むものとします。）した場合には、当該事業譲渡に伴い、利用契約上の地位又は利用契約に基づく権利義務及び登録事項、個人情報その他の情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、契約者は、かかる譲渡に予め同意します。

第 33 条（存続条項）

利用契約の終了後といえども、第 5 条（利用環境）、第 8 条（第三者サービス）、第 10 条（本資料）第 4 項、第 14 条（禁止行為）第 2 項、第 17 条（知的財産権等）、第 18 条（第三者の権利侵害）、第 20 条（非保証）、第 21 条（紛争処理及び損害賠償）、第 22 条（個人情報等の取扱い）、第 23 条（免責）、第 24 条（秘密保持）、第 27 条（解除等）第 3 項及び第 4 項、第 28 条（契約終了後の措置）、第 29 条（反社会的勢力との関係排除等）第 4 項乃至第 6 項、第 31 条（連絡）、第 32 条（権利義務の譲渡）、本条（存続条項）、第 34 条（完全合意）、第 35 条（分離可能性）、第 36 条（準拠法・合意管轄）、並びにその他各規定の趣旨に照らし当然に存続する権利及び義務は、終了原因の如何にかかわらず、なお有効に存続します。ただし、第 24 条（秘密保持）の存続期間は、利用契約終了後 3 年間とします。

第 34 条（完全合意）

本規約は、利用契約に係る当事者間の完全な合意を構成し、利用契約の締結以前に当事者間でなされた利用契約に関連する書面、口頭、その他いかなる方法による合意、表明、保証も、本規約に取って代わられます。

第 35 条（分離可能性）

本規約の規定の一部が、法令又は裁判所により違法、無効又は不能であるとされた場合においても、当該規定のその他の部分及び本規約のその他の規定は有効に存続し、また、違法、無効又は不能であるとされた部分については、当該部分の趣旨に最も近い有効な規定を無効な部分と置き換えて適用し、若しくは当該部分の趣旨に最も近い有効な規定となるよう合理的な解釈を加えて適用します。

第 36 条（準拠法・合意管轄）

- 本規約その他本サービスに関連する一切の契約は、日本国の法律に準拠して解釈されるものとします。
- 本サービスに関連又は付随して紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

2024 年 6 月 13 日 制定

以上